

情報公表システムの入力に関する留意事項について

令和8年9月18日

福島県高齢福祉課

情報公表システムについては、令和3年度から「災害時情報共有機能」が追加され、被災状況に関する情報を集約し、支援に役立てることが出来るようになりました。

利用者様へ向けた情報発信の他、災害発生時の情報収集など情報公表システムを活用した様々な運用が今後予想されますので、下記のとおり、正確かつ迅速な情報発信に御協力願います。

記

1 ID・パスワードは厳重に保管してください。

公表済みの情報を修正する際や災害時の被災状況を報告する際に、必ずログインが必要となりますので、IDとパスワードを紛失しないように厳重に保管願います。

2 入力内容を十分に御確認願います。

- (1) 入力内容と届出内容に齟齬が無いことを確認してください。
- (2) 資格要件のある従業者と資格の数が一致していることを確認してください。

★注意★

- 通所介護の生活相談員
 - ・ 精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士（実務経験5年以上の者に限る）
→「社会福祉主事」を選択
- 訪問介護員
 - ・ ヘルパー1級、看護師・准看護師、基礎研修終了者
→「実務者研修」を選択
 - ・ ヘルパー2級
→「初任者研修」を選択

3 災害時であっても高齢福祉課からのメールを受信できるようにご準備下さい。

- (1) 緊急連絡先（電話番号・メールアドレス）は、個人のものではなく、代表のものを登録してください。

災害発生時は、高齢福祉課から被災状況の報告依頼をメールで通知します。

夜間や休業日であっても速やかに通知を確認できるよう代表アカウントの作成等の対応をお願いします。

- (2) 高齢福祉課からのメールを受信できるようフィルターの設定を御確認願います。

アドレス koureifukushi@pref.fukushima.lg.jp

4 その他

災害時情報共有システムの操作マニュアルについては、情報公表システムや高齢福祉課のHPに掲載されていますので、ID・パスワードと併せて備える等、被災情報の速やかな報告にご協力願います。

福島県高齢福祉課

電話 024-521-7746 FAX 024-521-7748

メールアドレス koureifukushi@pref.fukushima.lg.jp